

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【公開番号】特開2014-182198(P2014-182198A)

【公開日】平成26年9月29日(2014.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2014-053

【出願番号】特願2013-55185(P2013-55185)

【国際特許分類】

G 03 G 5/10 (2006.01)

G 03 G 5/05 (2006.01)

G 03 G 5/047 (2006.01)

【F I】

G 03 G 5/10 A

G 03 G 5/10

G 03 G 5/05 102

G 03 G 5/047

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月24日(2015.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート状の導電性支持体上に感光層を有する電子写真感光体に於いて、シート面内に感光層未塗布領域を有し、該感光層未塗布領域と該感光層とが隣接しており、該感光層の塗布幅が規制されていることを特徴とする電子写真感光体。

【請求項2】

該感光層が少なくとも電荷発生層と電荷輸送層を含み、電荷発生層の未塗布領域と電荷輸送層の未塗布領域それぞれの端部をなす際線同士の距離が2mm以下であることを特徴とする、請求項1に記載の電子写真感光体。

【請求項3】

該電荷輸送層の未塗布領域の方が該電荷発生層の未塗布領域よりも小さいことを特徴とする、請求項1又は請求項2に記載の電子写真感光体。

【請求項4】

シート面内に、絶縁部分を有することを特徴とする、請求項1乃至請求項3のいずれか1項に記載の電子写真感光体。

【請求項5】

シート状の導電性支持体上に電荷発生層及び電荷輸送層をこの順で積層する感光層を有する電子写真感光体であつて、シート面内に感光層未塗布領域を有し、該電荷輸送層の未塗布領域の方が該電荷発生層の未塗布領域よりも小さいことを特徴とする電子写真感光体。

【請求項6】

該感光層未塗布領域が、シート面内の端部に形成されていることを特徴とする、請求項5に記載の電子写真感光体。

【請求項7】

該電荷発生層の未塗布領域と該電荷輸送層の未塗布領域それぞれの端部をなす際線同士

の距離が 2 m m 以下であることを特徴とする請求項 5 又は請求項 6 に記載の電子写真感光体。

【請求項 8】

請求項 1 乃至請求項 7 のいずれか 1 項に記載の電子写真感光体を搭載した画像形成装置。

【請求項 9】

シート状の導電性支持体上に感光層を有する電子写真感光体の製造方法に於いて、シート面端部に感光層未塗布領域を有し、該感光層未塗布領域が該感光層の塗布幅を規制して塗布することによって作製されることを特徴とする、電子写真感光体の製造方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明者らは、鋭意検討の結果、シート状感光体の未塗布領域を作成するために、溶剤による剥離除去ではなく、塗布幅を規制することで未塗布領域を作成することにより端部から剥がれを防止できることを見い出し、本発明の完成に至った。

すなわち本発明の要旨は、以下(1)~(9)に存する。

(1) シート状の導電性支持体上に感光層を有する電子写真感光体に於いて、シート面内に感光層未塗布領域を有し、該感光層未塗布領域と該感光層とが隣接しており、該感光層の塗布幅が規制されていることを特徴とする電子写真感光体。

(2) 該感光層が少なくとも電荷発生層と電荷輸送層を含み、電荷発生層の未塗布領域と電荷輸送層の未塗布領域それぞれの端部をなす際線同士の距離が 2 m m 以下であることを特徴とする、(1)に記載の電子写真感光体。

(3) 該電荷輸送層の未塗布領域の方が該電荷発生層の未塗布領域よりも小さいことを特徴とする、(1)又は(2)に記載の電子写真感光体。

(4) シート面内に、絶縁部分を有することを特徴とする、(1)乃至(3)のいずれかに記載の電子写真感光体。

(5) シート状の導電性支持体上に電荷発生層及び電荷輸送層をこの順で積層する感光層を有する電子写真感光体であって、シート面内に感光層未塗布領域を有し、該電荷輸送層の未塗布領域の方が該電荷発生層の未塗布領域よりも小さいことを特徴とする電子写真感光体。

(6) 該感光層未塗布領域が、シート面内の端部に形成されていることを特徴とする、(5)に記載の電子写真感光体。

(7) 該電荷発生層の未塗布領域と該電荷輸送層の未塗布領域それぞれの端部をなす際線同士の距離が 2 m m 以下であることを特徴とする(5)または(6)に記載の電子写真感光体。

(8) (1)乃至(7)のいずれかに記載の電子写真感光体を搭載した画像形成装置。

(9) シート状の導電性支持体上に感光層を有する電子写真感光体の製造方法に於いて、シート面端部に感光層未塗布領域を有し、該感光層未塗布領域が、該感光層の塗布幅を規制して塗布することによって作製されることを特徴とする電子写真感光体の製造方法。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

以下、本発明を実施するため形態について詳細に説明する。尚、本発明は、以下の実施の形態に限定されるものではなく、その要旨の範囲内で種々変形して実施することができ

る。

本発明の電子写真感光体は、シート状の導電性支持体を有し、そのシート面内に感光層及び感光層の未塗布領域を有する。該感光層の未塗布領域は、該感光層の塗布幅を規制することによって作製される。塗布幅を規制するとは、シート状の導電性支持体上に感光層を塗布する際、感光層が塗布されるべき幅が設定されて塗布されることを言う。その場合感光層を剥離除去する工程がない分、簡便であり、感光層と未塗布領域との境界で際が毛羽立つことがなく、層の剥離が起きにくい。